

## 川口市文化芸術振興条例

### (目的)

第1条 この条例は、文化芸術の振興に関する基本理念を定め、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、市民の文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）の充実及び文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな活力ある市民生活と魅力あるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「文化芸術」とは、文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）に基づくものとする。

### (基本理念)

第3条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、市民の文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう配慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し享受することが市民の権利であり、市民が等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、地域の伝統的な文化芸術が、将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他市民の意見が反映されるよう配慮されなければならない。

### (市の役割)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、本市の特性を考慮し、文化芸術の振興に関し、必要に応じて体制の整備を図り、総合的に推進するものとする。

### (市民の理解と交流)

第5条 市民は、基本理念に配慮し、自主的に様々な文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する活動を通して文化芸術の振興に寄与するとともに、相互に理解し、尊重し、交流を深めるよう努めるものとする。

### (文化芸術振興計画)

第6条 市長は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化芸術振興計画を策定するものとする。

2 市長は、文化芸術振興計画の策定に当たっては、あらかじめ、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

(基本施策)

第7条 市は、次に掲げる文化芸術の振興に関する施策を行うように努めるものとする。

- (1) 広く市民が文化芸術を鑑賞し、又は文化芸術活動に参加する機会の提供及び充実
- (2) 地域に根ざした文化芸術を活用したまちづくりの推進
- (3) 文化芸術活動を担う者及び次代の担い手の育成及び支援
- (4) 文化芸術の継承及び保護の推進
- (5) 教育活動及び生涯学習の場における文化芸術への支援
- (6) 文化芸術施設の充実及び活用の推進
- (7) 前各号に掲げるもののほか、文化芸術の振興を図るために必要な施策(財政上の措置)

第8条 市は、文化芸術振興施策を推進するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(評価等)

第9条 この条例の運用状況を評価し、必要に応じた措置を講ずるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。